

【概要版】「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会報告書」について

1 都の現状と課題

① 都内公立小・中学校における不登校児童・生徒が受けた相談・指導等の状況

(単位：人)

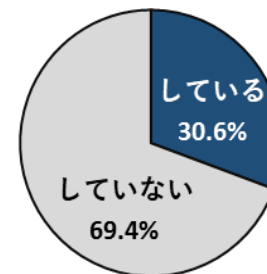
	小学校	中学校	計
不登校者数	4,318	9,870	14,188
教育支援センターで相談・指導等を受けた人数 (割合)	576 (13.3%)	1,912 (19.4%)	2,488 (17.5%)
民間施設・団体で相談・指導等を受けた人数 (割合)	186 (4.3%)	283 (2.9%)	469 (3.3%)
どこにも相談・指導等を受けていない人数 (割合)	614 (14.2%)	1,893 (19.2%)	2,507 (17.7%)

【課題】

- 不登校児童・生徒のうち、
- ・教育支援センター ※1 で相談・指導等を受けた者は約 18%
- ・民間施設・団体 ※2 で相談・指導等を受けた者は約 3%
- ・どこにも相談・指導等を受けていない者は約 18%

(文部科学省 平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査より)

② 民間施設・団体と継続的に協議を行う機会等を設定している教育委員会の状況



【課題】

- ・民間施設・団体と継続的に協議を行う機会等を設定している教育委員会は 30.6%

(都教育委員会 令和元年度 ふれあい月間調査より)

2 都教育委員会における民間施設・団体との連携に関する取組

平成 19 年度～令和元年度	不登校・若者自立支援フォーラム (児童・生徒支援フォーラム)
平成 27 年度	不登校・中途退学対策検討委員会
平成 28 年度	教育支援センター(適応指導教室)等におけるサポート講座事業
平成 28 年度～平成 30 年度	教育委員会と民間施設・団体との意見交換会
平成 28 年度	教育支援センター(適応指導教室)等充実方策検討委員会
平成 29 年度～令和元年度	教育支援センター機能強化モデル事業

3 教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会

- 目的：区市町村教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携促進を図り、不登校児童・生徒の社会的自立を支援するために、都教育委員会として行うべき取組について検討
- 開催日程：令和元年7月～令和2年3月(全5回) ※第5回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止し、電子メール等のやりとりで対応
- 委員の構成：

	氏名	現職
学識経験者	小林 福太郎 (委員長)	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 教授 教務部長 中野区教育委員会 委員
	奥住 秀之	東京学芸大学 教育学部特別支援科学講座 教授
民間施設・団体	奥地 圭子	特定非営利活動法人 東京シューレ 理事長
	天羽 美美子	公益財団法人 こども教育支援財団 東京大志学園 本校 広報主任学習心理支援カウンセラー
	中村 朋彦	NPO 法人 翔和学園 ソーシャルビジネス事業部 練馬区学校教育支援センター光が丘第一分室「つむぎ」運営責任者
区市町村教育委員会関係者	山崎 隆	北区教育委員会 教育指導課長
	小嶺 大進	狛江市教育委員会 教育部理事兼指導室長
学校関係者	池口 洋一郎	大田区立山王小学校 校長
	亀澤 信一	狛江市立狛江第三中学校 校長

※1 教育支援センター：不登校の指導・生徒の社会的自立に資することを目的として、区市町村教育委員会が設置する学校外の施設であり、教科学習、体験活動、カウンセリング等が行われている。

※2 民間施設・団体(フリースクール等)：本委員会における民間施設・団体とは、不登校の児童・生徒を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す。

4 報告書の構成

第Ⅰ章 東京都における不登校の現状

第Ⅱ章 教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性和現状

第Ⅲ章 東京都における教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携に関するこれまでの取組

第Ⅳ章 連携検討委員会における検討（課題及び意見、効果的な取組事例、必要な取組）

検討事項

- (1) 教職員や不登校児童・生徒及びその保護者に対して、教育の機会確保法 ※3 等を確実に周知する。
- (2) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が、一層の連携を図る。
- (3) 「魅力ある学校づくり」により、不登校の未然防止と早期支援を一層充実させる。
- (4) 不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実させる。
- (5) 教育支援センターを魅力的な場とするために、民間施設・団体の有する知見や技能を活用する。

第Ⅴ章 検討を踏まえた今後の方策

1 学校や家庭への理解促進に向けて

- (1) 不登校の捉え方や支援の視点、民間施設・団体へ通う場合の出席扱いなど、教育の機会確保法等の理解促進に向けた資料を作成し、学校や保護者等に配布する。

2 区市町村教育委員会における連携促進に向けて

- (1) 教育委員会、学校、民間施設・団体が一堂に会し、不登校経験者やその保護者を含む登壇者によるパネルディスカッションを行うなど、児童・生徒への支援の在り方を協議する場を設定する。
- (2) 教育支援センターの機能強化に向けて、運営の委託や講座の充実など、民間施設・団体の有する知見や技能を活かした区市町村の取組を支援する。
- (3) 国の動向や、各県及び区市町村等における効果的な事例を収集し、区市町村教育委員会及び学校、家庭に周知する。

5 都教育委員会の今後の取組

- ① 学校・保護者向け理解促進資料の作成・配布
- ② 「東京都学校・フリースクール等協議会」の実施
- ③ 民間施設・団体の知見や技能を活用した教育支援センターの取組を支援

※3 教育の機会確保法：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月施行）
不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援が行われるよう、学校と民間団体等が連携して支援に当たることの必要性などが示されている。